



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布します。

平成30年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県規則第36号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を  
次のように改正する。

第3条中「及び法において準用する他の法令」を削り、同条第2  
号中「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第4条第1号を削り、同条第2号中「証明書」を「法第20条の10  
の証明書」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号  
とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とする。

第64条中「及び第6項」を「、第6項及び第8項」に改める。

第66条第1項中「若しくは第2項」を「から第3項まで」に、  
「若しくは第4項」を「、第4項若しくは第7項」に改め、同条第  
2項中「第40条の9第6項」を「第40条の9第7項」に改め、同条  
第3項中「第40条の9第11項」を「第40条の9第12項」に改める。

第118条中「第71条の2、第71条の23、第71条の44、第71条の64、  
第72条の74、第72条の97、第73条の42、第74条の31、第98条、第140  
条、第144条の55、第175条、第206条及び第746条第2項」を「第22  
条の3第1項」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の」  
を「長野県総務部税務課及び長野県の県税事務所に勤務する」に改  
め、同条各号を削る。

様式第2号の裏面中「において準用する国税犯則取締法の規定」  
を削り、「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改め  
る。

様式第86号中「第40条の9第2項」の次に「、第40条の9第3項」  
を、「附則第16条第4項」の次に「、附則第16条第7項」を、「附則  
第16条第6項」の次に「、附則第16条第8項」を加える。

様式第88号中「第40条の9第2項」の次に「、第40条の9第3項」  
を加え、「」の「」を「、附則第16条第7項」の「」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づ  
いて交付されている検税吏員証は、この規則による改正後の長野  
県県税に関する規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

（長野県県税に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（平成29年長野  
県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号の改正規定中「第4条第2号」を「第4条第1号」  
に改め、同条第4号の改正規定中「同条第4号」を「同条第3号」  
に改める。

第118条の改正規定を削る。

税 務 課